

(3) 入札心得の規定の改正及び遵守について

佐久市建設工事事務処理規程第13条別記で定められております「入札心得」のうち、入札書又は見積書の取扱基準を明確にするため、第8条「入札の無効」の規定を改正しました。

ア 改正内容

【改正前】

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5) 記名又は押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

【改正後】

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札書等
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書等
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書等
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書等
- (5) 記名又は押印のない入札書等
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等
- (7) 入札書により入札をすべき場合に入札者のした見積書
- (8) 2回までの入札で落札者又は落札候補者がいない場合で、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最終回の最低額の入札者が随意契約により見積書による入札をすべき場合にした入札書

イ 適用の時期

平成24年2月以後の入札公告又は指名通知に係る競争入札の案件から施行します。